

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、桑名市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、法第8条第2項に規定する者のうちから市長が必要と認める者を委員として選任又は任命し、15人以内で組織する。

2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は市長とし、副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と、前条第2項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(秘密保持)

第8条 協議会又は部会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市管理課において行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。